

事例 1：子どもの成長に合わせた介護に行き詰まり

－母親による身体的虐待－

こだわりが増え、「自分でやる」の主張に悩んだ母親が叩いてしまった事例です

A さんの場合

性別	女性
年齢	20 歳代後半
主障害	知的障害、自閉症
障害程度	障害支援区分 4

母親と二人暮らしの A さん。父親は A さんが幼いときに他界、祖父母も遠方だったため、十数年間母 1 人で子育てをしていました。特別支援学校高等部卒業後は、近隣の生活介護事業所に通所していました。ある日、A さんの体に痣があるのを生活介護事業所の支援員が発見しました。事業所内でトラブルの報告はなく、支援員は送迎時に何気なく母親に聞いてみました。小柄な母親は下を向き、次のように話しました。「…あの子はいつも家に帰ると、家の窓とカーテンを閉めます。それから家にあるものを全て床に並べます。小さいときから決まったこだわりです。それは仕方がないと思っているんです。でも最近、何でも一人でしようとして。この前もボタンを自分でしようとして…不器用だからいつまで経ってもできないんですね。それで手伝おうと思って手を伸ばしたら、手を振り払われて。最初は我慢できました。でも何回も振り払われて、出かける時間にもなっちゃうし。その時に叩いた跡です。…あの子が大きくなるのは嬉しいことなのに。最近手が出てしまうんです。本当は、そんなことしたくないのに。」

支援員は事業所に戻り、母親から聞いた話をサービス管理責任者に伝えました。

虐待通報と対応方針の検討

支援員から報告を受けたサービス管理責任者は、母親と相談支援専門員を交えた 4 人のケース会議を速やかに開催しました。その中で母親から「これまで素直な子だったので、最近私がしようとすることを嫌がる。」「あの子の気持ちが分からぬ。」「今のままだと、また手を出してしまう。」「一緒にいたいけど、自信がない。」といったことばが聞かれました。

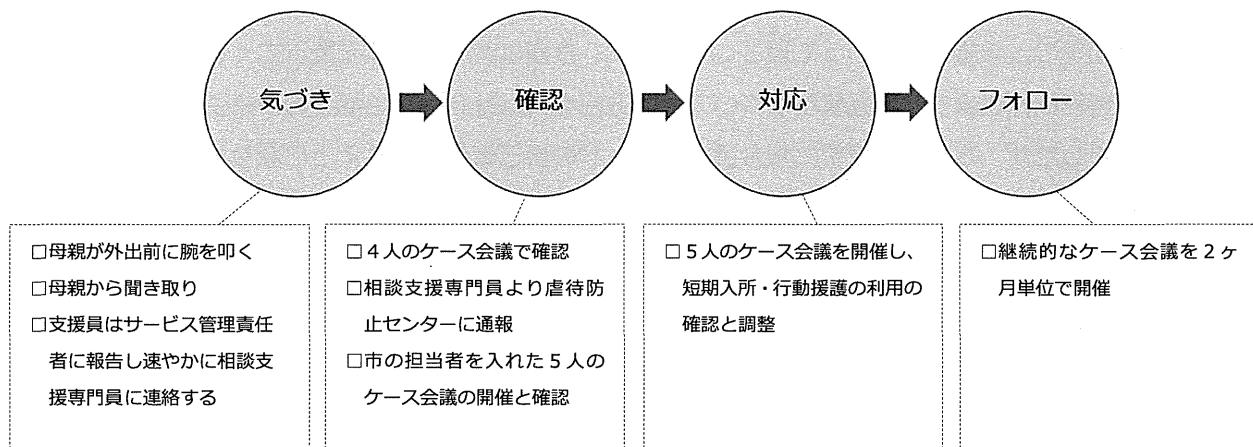
今後のサービス利用だけでなく、家庭における生活の組み立ても併せて継続的に相談を行うことになりました。また、次回は、市の担当者も加え、5 人でケース会議を実施することに、母親も同意しました。この 5 人のケース会議開催が、実質的に、相談支援専門員からの虐待通報と虐待の事実確認となりました。実際、半年ほど前から複数回、母親は腕やお尻を叩くといった身体的虐待を行っていたことがわかりました。

支援策の検討とフォローアップ

5人のケース会議を2回開催し、今後、短期入所や行動援護といったサービス利用を検討することになりました。母親は、休息（レスパイト）のためのサービス利用は重要であることを理解しましたが、「安心してAさんを任せられるかしら」と最後まで心配が無くなりませんでした。そこで、Aさんがヘルパーに慣れるまで生活介護事業所の担当支援員が一緒に付き添うことを条件に、週に1日だけ行動援護を利用するところから開始することになりました。その後は、2ヶ月に1回ペースで、相談支援専門員が呼びかけて継続的なケース会議を行うことになりました。

半年後、火曜日と木曜日に生活介護事業所から帰宅後2時間程度、そして土曜日には4時間の行動援護を利用しています。短期入所については、一度親子で事業所を見学しただけで、利用には至っていません。しかし、母親の心理的な負担は随分軽減されたようです。また、Aさんもヘルパーと出かける日を楽しみにしています。

継続的なケース会議の中で、母親の思いが共感され、Aさんの思いを支援者などから代弁されることで、母親の気持ちは楽になってきました。またAさんの将来を見据えて、様々な希望が話し合われるようになりました。



- これまで一生懸命子育をしてきた親（養護者）でも、虐待してしまうことがある。
- 小さな虐待の芽の段階で、速やか気づき、対応することが大切であり、この事例のように支援員が普段から養護者と信頼関係を築いておくことで、小さな芽の発見が容易になる。
- 虐待防止法は、虐待の防止と支援を重視するものであり、場合によっては「通報」や「事実確認」の手続きを柔軟に考える必要がある。

事例 2：関係機関の連携で虐待が発見された

– 兄弟による経済的・心理的虐待 –

失業して生活に困窮した兄が同居しはじめ、弟の生活費を奪ってしまった事例です

B さんの場合

性別	男性
年齢	40 歳代前半
主障害	精神障害（統合失調症）
障害程度	障害支援区分 2

Bさんは同居していた母親が死亡後、病状が悪化して精神科病院に入院していましたが、症状が落ち着き、2年前に退院しました。障害年金と生活保護を受給して、アパートで一人暮らしをしています。日中は、2週間に1回の精神科通院と、週2回の精神科のデイケアに通所するほかは、ショッピングセンターや図書館・公民館等の公共施設をまわって過ごしています。食事はお店で惣菜を買ってくることが多いのですが、簡単な料理は作れます。金銭管理については、退院当初は社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を利用していましたが、Bさんの希望で預金通帳やカードの自己管理をするようになりました。障害年金の振込みは偶数月なので、奇数月の後半になるときりつめる生活ですが、カップ麺やタバコを買いためするなど工夫して生活していました。

ある日、3歳年上の兄がBさんのアパートを尋ねてきて、その日からそのまま住み着いてしまい、Bさんの預金通帳やカードを取り上げてしまいました。失業中の兄は、外出して酒を飲んで帰ってきては、Bさんに辛く当たります。必要なお金を渡してもらえず、3度の食事にも困ってしまったBさんは、デイケアに貼ってあるポスターを見て、虐待防止センターに電話をかけました。

本人からの相談

Bさんから虐待防止センターに何度か電話がありましたが、すぐに電話がきれてしまうため、なかなか状況がつかめませんでした。相談支援事業所の連絡会に出席していた虐待防止センターの職員が、連絡会の中で話題にしました。「ちょっと気になっているケースがあります。すぐに電話がきれてしまって氏名もわからないのですが、お金が無くて通えないというような内容の電話があり、通っている事業所名を聞いたのですが・・・」連絡会のメンバーから、精神科のデイケアかもしれない情報を得ました。

デイケア職員の気づき

虐待防止センターの職員がデイケアを訪問し、電話の内容に該当する方がいるかどうかを職員に尋ねました。デイケア職員は、「もしかしたら、Bさんのことかもしれません。最近表情が暗くなり、今週は2回続

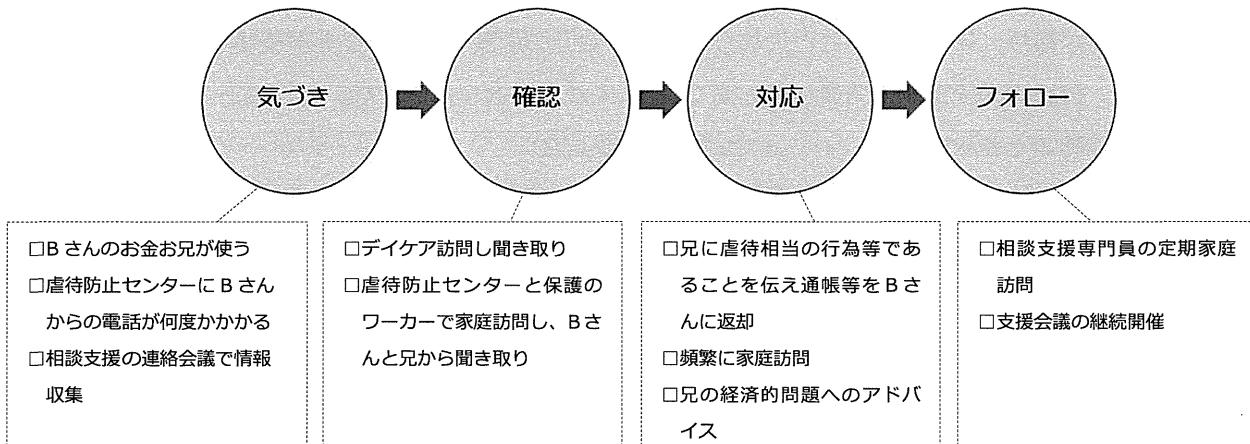
けて連絡無しで欠席しています。自宅に電話をかけたらおどおどした様子で、通院日にも来なかつたので心配していました。」と話しました。さっそく、デイケア職員が電話でBさんを呼び出して事情を聴き、その内容を虐待防止センターに通報しました。

虐待発覚時の対応

虐待防止センターの職員と生活保護担当職員が自宅を訪問し、Bさんと兄に対して、生活保護担当ワーカーが生活保護費の使い方について確認し、兄が同居のままでは生活保護を廃止することになること、兄が行っていることは虐待にあたることを伝えました。兄はしぶしぶと通帳とカードをBさんに返しました。虐待防止センターの相談員はBさんに、今後の支援方針が決まるまで、支援関係者が交代で自宅を訪問することを伝えました。兄に対しては、生活困窮者支援の窓口に相談に行くことを勧めました。

虐待認定後の支援方針の決定と支援

また兄が金をせびりに来る恐れがあるため、グループホームへの入居を提案しましたが、Bさんは「アパートで気楽に暮らしたい」と希望しました。アパートでの生活を見守るために、委託の相談支援が定期的に訪問し、Bさんの支援会議も定期的に開催していくことになりました。今回のことでのBさんからも、デイケア職員や相談支援専門員に生活状況を報告・相談するようになりました。



- 通報時に上手に状況を説明できない人もいます。本人からの相談・連絡は、何らかのサインと認識しましょう。
- 「虐待＝暴力」と理解している家族・親族もいます。この場合、暴力以外にも虐待にあたる行為があることをきちんと伝える必要があります。

事例3：夫婦の生きがいをいつしょに考えることで –配偶者による身体的虐待–

脳出血により中途で身体障害者になった夫と介護をする妻の間で起きた事例です

C さんの場合

性別	男性
年齢	50歳代後半
主障害	身体障害（肢体不自由）、左片麻痺
障害程度	障害支援区分なし

Cさんは脳出血により、左片麻痺になりましたが、リハビリの成果から、1人で食事ができるようになり、トイレにも時間はかかりますが、1人で行けるようになりました。しかし、仕事は休職期間が満了となり、退職しました。再就職先を探しましたが、なかなか見つらず、苛立った様子が見られました。そこで、妻が市役所に相談したところ、障害者の相談支援事業所に相談することを勧められました。相談支援事業所に相談すると、障害福祉サービスと介護保険サービス双方の日のサービスの説明があり、見学することになりました。数回の面談後、妻から相談支援事業所に突然電話がありました。担当の相談支援専門員が話を聞くと、「夫が思い通りにいかないと怒鳴る。」「私はこんなにがんばって、趣味もできないのに・・・。」と話しえました。

そこで、相談支援専門員はいくつかの事業所への見学を早急に調整し、その見学に同行しました。しかし、Cさんにはどこも物足りなく思え、気に入らず、更に苛立つ様子がみられました。相談支援専門員はCさんの様子も気になりましたが、時折こちらの声かけにも応じず、終始ぼーとしていた妻の様子も気になりました。Cさんとその妻の様子が気になった相談支援専門員は、事業所の上司に今後の対応について相談しました。その結果、Cさんだけでなく、妻とも時間をかけて何か困っていることはないか話をすることがあるだろうということになり、2人別々に話を聞くことになりました。

虐待の発覚

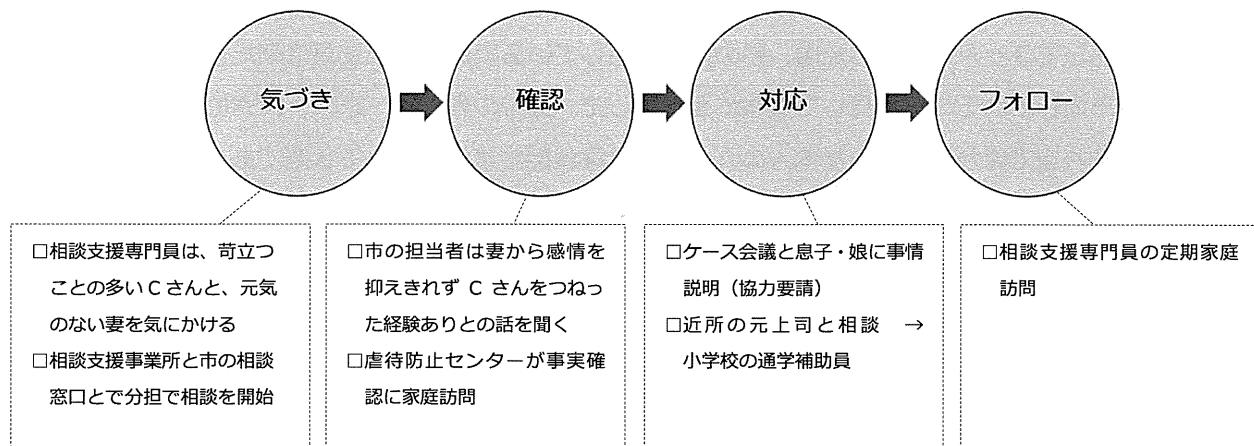
妻の相談者については、相談支援事業所内で協議し、相談支援事業所の職員でなく、Cさんのことを知らない市役所の職員が担当しました。2回目の面会のとき、怒鳴られたりして、どうして良いか分からず、何回か夫をつねってしまったという話が妻からありました。その話を聞き、市職員は虐待防止センターと相談支援事業所へ連絡しました。虐待防止センターは、Cさん宅に事実確認のため、訪問調査を実施しました。その際、市役所から来たことのみを伝え、Cさんと妻、別々に話を聞くことにしました。その結果、この2週間ほどの間、妻がCさんに対し、“つねる”や“叩く”といった行為をしていることが分かりました。そして、このような行為は頻繁ではないため、緊急対応の必要は無いと判断しました。

ケース会議の開催と支援の方向性の転換

虐待防止センターは自宅で生活し続けたいという意向を持つCさんの同席のもと、ケース会議を開催しました。Cさんから、自分は妻に迷惑をかけてばかりだ、福祉のサービスはどれも物足りなく思えて自分には合っていない、昔のような仕事がしたいという話がありました。この話を受け、相談支援専門員は支援について根本的に考え直しました。まず、息子と娘に連絡をして、虐待については触れず、自身の立場や今後の支援展開について説明し、協力を仰ぎました。また、Cさんからは、以前働いていた会社の関係者に相談相手がいないか聞き出しました。すると、受傷した当時に上司だった人が、非常に心配していたこと、Cさんの近隣に住んでいることを知りました。そこで、既に退職されていたその元上司にも相談に行きました。話を聞いた元上司は小学校の通学路の補助員をちょうど探していたということで、直接Cさんに話に来てくれました。

その後の状況

その後、毎日Cさんは小学生の通学路に立っています。なかなか自分から挨拶はできないようですが、小学生にはなぜか気に入られ、あだ名も付けられています。また、妻は趣味のフラダンスチームの月2回の練習に復帰し、その日は息子と娘が交代で、自宅に来てくれることになりました。今度、地域のお祭りでその発表会があるので、Cさん、息子、娘で応援に行くそうです。相談支援専門員は継続的に自宅に訪問し、2人から話を聞いています。



- 虐待者が配偶者の場合、夫婦同席での聞き取りは真意が表明されないこともあります。可能であれば、担当者を分け、別々に話を聞く方がよいでしょう。
- インフォーマルな資源を活用することで解決できる課題もあります。

事例 4：養護者による虐待を受けた障害者の保護・分離

－同居の義妹による身体的虐待・心理的虐待－

二世帯同居する実弟の妻が、母の認知症発症により、母と本人の二人を介護する必要が出てきて負担がかかったために虐待が起き、保護・分離した事例です

D さんの場合

性別	女性
年齢	50 歳代中頃
主障害	身体障害（肢体不自由）、知的障害
障害程度	障害支援区分なし→障害支援区分 5

本人（50 歳代中頃）は、生まれてからずっと自宅で生活しており、学校への通学や施設等への通所経験はありません。本人と母（80 歳代後半）は二世帯住宅の 1 階で生活、2 階には実弟家族（実弟、妻、子）が生活しています。これまで実弟の妻（40 歳代後半）が本人と母の分の食事を作っているほかは、本人のケアは日中・夜間とも排泄や入浴も含めて全面的に母が行っていました。実弟は仕事に忙しく、家庭にあまり関わっていません。

母が認知症を発病して 3 ヶ月が経過した頃、隣の市で生活している実妹が様子を見に来たところ、本人の耳の下が切れて出血しているのを発見して通報に至りました。実弟の妻には、家事・育児に加え、認知症の母への対応やそれまで母が担っていた本人の介助等の介護負担も集中している状態であったこと、本人が拒否的・反抗的な態度を示すため、実弟の妻は介助場面で感情を抑えきれなくなつて暴言や乱暴な介助をしてしまうことがわかりました。

虐待認定と対応方針の決定

通報を受けた市は、過去の相談記録を確認したところ、3 ヶ月程前に母が本人の車椅子と住宅改修の相談のため市の障害福祉課の窓口に来ていたことが判明しました。残念ながら、1 回の訪問だけで、具体的な内容についての相談やサービス利用には至っていませんでした。ちょうど母の認知症発症前後の時期であり、母にとって本人の介助がいよいよ負担となつたことが改めてわかる情報でした。また、地域包括支援センターが母への訪問を行った際、実弟の妻は母への介護負担で相當に疲弊している様子であったが介護保険サービスの利用を躊躇しており、地域包括支援センターとして継続して見守りを行っていたことがわかりました。D さんがこれまで受けた身体的虐待の状況や、実弟の妻と本人との関係が悪いことと併せ、市では本人を保護・分離する方針としました。

保護・分離

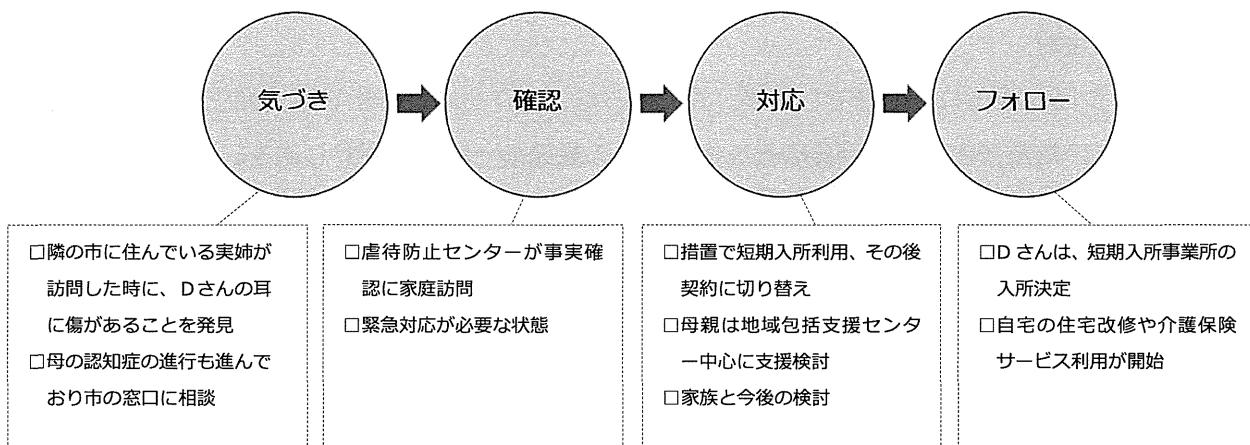
本人及び実弟、実弟の妻に、しばらく離れて暮らすことについて説明を行いました。

市障害福祉課の職員がショートステイ先を探し、通報を受けたその日のうちに本人がショートステイ先に移ることができました（措置）。

その後の対応

本人については障害福祉サービスを利用するための申請を行い、支給決定が出た時点で措置を解除しました。本人や家族とは自宅に戻ることも含めた今後の話し合いを行いつつ、並行してショートステイ先で入所待機をし、1年後に障害者入所施設の利用が決まったところで虐待事案としては終結しました。現在は地域生活への移行も視野に入れて支援を行っています。

認知症の母については、高齢福祉課と地域包括支援センターが対応することとなり、住宅改修とともにヘルパーとデイサービス利用により実弟の妻の介護負担を軽減することとなりました。



- 虐待通報を受けた後は、緊急性の判断を含めて適切な対応を行うことが必要です。
- 必要な場合には保護・分離が行われます。
- 市町村は、緊急性の判断の根拠、保護・分離を行う際の判断の根拠を明確に持つ必要があります。
- 養護者の支援について、他分野も含めた連携を行う必要がある場合もあります。

オ	ピ	ニ	蒲郡市における障害者虐待防止法の運用と課題
オ	ン		

蒲郡市では、平成 24 年 10 月施行を控えた障害者虐待防止法の円滑な運用をして、同年 1 月から 3 月まで「蒲郡市障害者虐待防止連携協議会」(以下、「連携協議会」)が設置されました。連携協議会は当事者団体代表者、学識者、弁護士、警察署、民生委員、障害福祉サービス提供事業者ら 11 名で構成され、障害者虐待に関する対応窓口の設置方法や虐待にかかる相談、通報の受理、虐待の疑いのある障害者の安全確認方法などについて議論したほか、障害者虐待防止ネットワークの構築、虐待防止に関する研修会や普及啓発についても検討しました。その結果は、障害者虐待対応マニュアル「蒲郡市における障害者虐待の防止と対応」としてまとめられています。また、他に先駆け、同年 4 月に「蒲郡市障がい者虐待防止センター」(以下、「虐待防止センター」)が設置されました。

○連携協議会での検討

連携協議会は 3 回と限られた開催でしたが、委員のみなさんから虐待防止や虐待発生時の対応について多くのヒントをいただきました。委員のみなさんからの意見の一部をご紹介します。

- ・障害者手帳をもっていなくても対象となる場合があることを確認した「障害者の範囲」
- ・障害福祉担当課だけではなく、障害福祉の専門性を有した職員が配置された「虐待防止センターの必要性」
- ・児童や高齢者虐待との重複適用もあることを想定しなければならない「縦割りを排した関係機関との役割分担と連携」
- ・傷害、恐喝など刑事事件の恐れがあるときの対応を検討した「警察との協力関係」
- ・被虐待者を一時的に保護する「保護施設の整備」
- ・深夜休日を問わず虐待の有無を迅速に判断し対応を決済できるメンバーを配した「コアチームの編成」
- ・「この法律で困る職員のみなさんがいらっしゃったら私たち親は守って差し上げなければならない」と現況の障害福祉サービスの脆弱さを再認識させられた「家族・養護者の気持ち」

以下、示されたヒントを元に、虐待防止センターの 3 年余の歩みから見えてきた課題をご紹介したいと思います。

○「縦割りを排した関係機関との役割分担と連携」

虐待を受けている人の年齢、住所、障害の有無について、通報を受け付ける段階から整理されており、詳細に把握できたりするとは限りません。ましてや受け付ける側で障害の有無がわからないことを理由に拒否したり、たらい回しにしたりすることは許されません。まずは通報を受け付け、その後、得

られた情報を整理していくに連れて、一定の段階で高齢者分野もしくは児童分野へ移行する、もしくは連携する必要性が明らかとなる場合があります。

【事例】 B市の施設入所支援事業所を利用しているC市出身の障害者A子さん 70歳には、父母が残した預金等多額の現金が銀行口座に残っていました。A子さんは自らの意思表示が困難でしたので、成年後見人をつけ現金等の管理を検討していたところ、A子さんの弟が事業の運転資金として数百万円単位の借用を申し入れてくるという事案が発生しました。施設入所支援事業所の管理者は、執拗に借用を申し入れてくる弟について、養護者による経済的虐待の恐れがあると虐待防止センターに通報しました。その後、管理者は意思表示が困難であることを理由に毅然として断りましたので、特に大きな問題に発展しませんでした。しかし、そのとき施設所在地の障害者虐待防止担当者や高齢者虐待防止担当者、そして、C市の障害者虐待防止担当者らとそれぞれ対応を協議しているときに、「弟の金品借用の申し入れは仕方ない」と発言した関係者がいました。虐待を「暴力」としてしか認識していないようでした。連携するに当たっては、役割分担はもとより、虐待について正しい理解ができているとは限りませんので、充分に注意が必要です。連携は「共通の理解・認識」から始めることが肝要です。

○ 「家族・養護者の気持ち」

障害福祉関連予算は障害者自立支援法施行以降、国や自治体の財政が厳しいながらも着実に伸びています。一方で、本人ニーズを受け止めるだけの体制整備ができているとは言い難い状況でもあります。そんな中、虐待と疑われる事案が発生しても前述の連携協議会での議論で紹介したように、「この法律で困る職員のみなさんがいらっしゃったら私たち親は守って差し上げなければならない」と話す家族がいることも紛れもない事実です。脆弱な現状を甘んじて受け止めなければならない家族・養護者が多くいることを私たちは念頭におき、虐待事案の発生時には対応しなければならないと思います。

【事例】 「養護者による経済的虐待」との通報が、入院施設のある精神科病院のケースワーカーから当センターに入りました。夫が入院しているにもかかわらず、その妻が入院にかかる諸経費を支払わない。手続きをすれば償還される医療費の手続きもしない。最近は連絡しても応答しなかったり、応答しても怒鳴りちらして聞き入れなかつたりと、悪質であると。

早速、コアチーム（市福祉課と虐待防止センターによる検討会議）で会議を開催し、家族関係などを確認しました。緊急性はないものの、妻本人が介護保険制度にもとづくサービス利用者であることが判明したため、会議の翌日、妻のいる自宅を訪問しました。するとその妻は、訪問介護を利用しているところでした。このような状態では夫の世話はもとより、様々な手続きはできないと容易に判断できる状況でした。妻は「私だって好きで金を払わないのではない。この体ではやれないのだよ！」と私たちに厳しく投げかけてきました。妻にかかるケアマネージャー、包括支援センター、ヘルパー事業所管理者らに声をかけ、虐待通報の内容などを説明して、対応を求めました。皮肉にも虐待通報が虐待者である妻の支援の充実につながる機会となりました。

○「コアチームの編成」

蒲郡市では、障害者虐待防止担当部署である福祉課の課長補佐および担当主事と虐待防止センターのセンター長および担当相談員の4者が、コアチームのメンバーとして連絡をとり合い、通報のあったときは同会議を開催しています。

その会議では、虐待の疑いとその緊急性の判断、虐待の事実確認の方法、訪問調査のときに介入拒否があるときの対応方法、そして、訪問調査などにより事実確認した情報の整理とその後の対応方針の決定など、虐待の早期発見、早期対応において重要な役割を担っています。

相談や通報に「虐待」という言葉が明確に使われた上で連絡があるとは限りません。あるいは「虐待」という言葉が使われていてもすぐに虐待と判断できるとも限りません。対応の迅速性が求められる一方で、その対応は慎重でなければなりません。さらに、コアチームのメンバーは障害者虐待の対応方法について熟知していることが重要です。これに加え、複数で協議し、一定の権限をもった者の決済を経る過程を維持することは、虐待通報等の受ける初期段階にあってもっとも重要なポイントです。

【事例】D市に所在する障害福祉施設において蒲郡市利用者に対するネグレクトの疑いがあると障害福祉施設職員からの通報があったとD市担当者より連絡がありました。通報者保護の観点から慎重に事実確認をしなければならないはずですが、D市担当者はコア会議を開催するなど事実確認の方法を検討する前に通報があった障害福祉施設を訪ね、支援方法が不適切である旨指導したというなんともお粗末な出来事がありました。D市担当者は迅速性を重視しての対応との意向でした。

迅速性が求められるのは、緊急性のある案件であり、そうでなければまずはその障害者の安全やその状況確認を行うことが重要で、その確認もせずに指導を行うというのは言語道断です。

その後、本市で通報者との面談を行ったり、施設内での支援状況確認をしたりしたところ、虐待の事実は確認できませんでした。指導を受けた障害福祉施設は不可解に思ったことでしょう。

○障害者虐待防止法施行3年を経過して

障害者虐待防止法は、虐待をした人を懲らしめることより虐待が起きないようにすること、起きてしまったときの対応を迅速かつ適切に対応していくこと求めています。しかし、残念ながらいまだに虐待についての正しい理解や虐待防止発生時の対応方法について、適切とは言いがたい状況が散見されます。

今一度市町村虐待防止担当者に正しい理解をしてもらい、障害も高齢も児童も正しく歩調を合わせて、発生した事案に関わっていくことが必要であると強く感じています。

オ	ピ	ニ	虐待防止法を活用して地域で生活する障害者を支援する － 大きな危機を乗り越えて見えてきたもの －
オ	ン		

障害者虐待は通常、ケース支援の経過の中で、点として現れるのですが、時としてその障害者が生きてきたいいろいろな問題や困難性が凝縮して現れることもあります。それゆえ虐待防止の動きがはじまると同時に、今まで見えなかつた、あるいは支援の手掛けりがつかめなかつたことが明らかとなり、環境等の調整がうまくいきはじめたりすることもあります。ここでは、そういった事例のひとつを紹介したいと思います。

【事例】

虐待を受けたのは、中程度の知的障害がある40代前半の男性です。自宅で生活しており、脳こうそくで片麻痺になりリハビリを続けている父親、専業主婦の母親、3つ上の兄との4人で暮らしています。

ある日ガイドヘルパーさんが本人を伴って地元の警察に飛び込みました。身体のあちらこちらにひどい傷やあざがあり、本人は「こわい、帰らない」と言っている状況です。警察から通報を受けすぐにワーカーが駆けつけると、怪我をして怯え「公園へ行く。そこで住んで帰らない」と主張を繰り返している虐待を受けた本人と、青ざめた表情の母親がいました。

母親の話によれば、兄がこの数日間多量に飲酒し、あるいは脱法ハーブらしきものを使っている様子で、本人に無理やりゲームなどの相手をさせ、自分の思い通りにならないと暴言や暴行を繰り返しているというのです。初めは「ちょっとやり過ぎているなあ」と感じながらも見守る程度の母親でしたが、兄が執拗にやり続けるので止めに入ったところ、今度は母親に対しても暴力や暴言を・・・。思い余った母親がガイドヘルパーに外出を装って本人を警察へ連れて行くように頼み、また母自身も兄の眼を盗んで警察に駆け込んだとのことです。

我々が本人に話を聞いてみることにしました。初対面でしたが、家に帰ることに恐怖を感じていることは伝わってきました。そして今まで手帳取得と、月に数回のガイドヘルパーの利用以外受けたことのない本人に「ショートステイ」だの「シェルター」だのという単語は全く通じませんでした。そこで、本人の通いなれた病院へ入院する形で避難することを提案してみました。この提案に本人は、あっさりと承諾してくれました。

すぐに病院に相談し、診察の段取りを整えました。警察から病院へ向かい、診察後、任意入院となりました。この間に兄は警察に逮捕され、目の前のリスクは一旦回避されました。

早速コア会議の開催です。両親は70代前半であり、両親の立場では高齢者虐待が起こっているわけなので、高齢者の会議と合同開催することになりました。兄は今、警察に逮捕拘留されていますが、今後の司法関係の判断によっては予断を許さない状況となることも想定されたため、両親も高齢者虐待防止

法の観点での支援を得て、安全な場所へ避難することとなりました。それぞれが避難した場所で戸惑いながらも、徐々に落ち着きを取り戻し、今後についての話をすることができました。

両親や家庭に関わったことのある関係者の話によれば、本人はずっと健常者として教育され、「障害がある」という認識は家族の中にはほとんどなく、高校卒業後は専門学校に進学しました。この頃までの本人は、「あまり自分の意思を主張しない、口数の少ない人」だったようです。

しかし、専門学校に入学してからというもの仲間同士のいざこざが耐えず、終には刑事事件を起こしてしまいました。そして本人はその主犯者として、少年院に送致されることとなつたのです。少年院から退所してきた本人は、精神的に調子を崩し、別人になっていました。笑顔が消え、鋭い目つきで周りをぎょろぎょろ見るかと思えば、部屋に閉じこもったり、徘徊したり・・・。一旦出ていってしまうと行動範囲が広いこともあって、数日間は見つからないことがほとんどでした。やがて警察から連絡が入ります。無銭飲食、拳動不審・・・迎えに行くと平謝りで、厳しく怒られながら帰宅です。ところが数日もしないうちにまた同じ行動が繰り返されます。厳しく怒っても響かない本人に疲れ果てた家族は、誰かが必ず監視する体制をとりました。多少の効果があったかと思われたのも束の間、監視の一瞬の隙をついて居なくなり、あろうことか自宅近くの町内の共有地に、布団を持ち出して寝ていたこともあります。そこで今度は鍵を内側につけ、自力では出られないようにしました。こうした対応をせざるを得なかつた背景には、父親が病気で半身麻痺になってしまったこと、そのため対応の多くを兄一人で担わなければならなくなつたということも大きく影響していたようです。ただ、やはりそれではいくらなんでも可愛そうだということになり、ガイドヘルパーの利用を考えるようになりました。不安を抱えながら恐る恐る利用を始めたところ、逃げ出すことなく無事に外出している本人の姿を見た母親は「ひょっとしたら家族を怖がっているのかな？」という思いが頭をかすめるようになりました。

さて、入院後の本人の様子はどうだったのでしょうか。精神科病院の中では、興奮したりすることもなく過ごしていたようです。ただ、入院していた個室の病室の壁という壁にペンでビッシリと落書きをし、注意すると「はい、わかりました。すいません」とは言うものの、全く止めなかつたそうです。壁には、刀や拳銃など武器のようなものや何かしら不気味そうなものの絵が小さく、数多く描かれていていました。

今後について、本人や家族、新たにかかわってくれた機関からも意見を聞いた上で、もっと遠隔地での避難を考えました。そして、本人と同じようなケースの支援をした経験を持つスタッフが紹介してくれた医療機関に相談することにしました。その結果、まずはスタッフが相談に行き、続いて本人、家族と見学・面接してもらった上で診察を受けることになりました。診察時、落書きのことや出て行ってしまうことに対する危惧が担当医の口から出ましたが、両親としては自宅の近くであつても、出て行つてしまえば警察に頼るしかないし、近々家に帰ってくる可能性のある兄のことを考えると、まずは本人の安全を最優先にしたいという考え方があり、それならばということで転院が決まりました。

診察後すぐの転院。病室で母親と別れるとき、さすがに本人は不安そうな表情でした。本人と別れた後、母親は多弁で、「これでよかった」という言葉を何回も繰り返しました。きっと自分を納得させていたのでしょう。我々にもさかんに同意を求めてきました。

転院後はというと、驚いたことに壁に絵を描く様子はなく、その後何度か行った面会時も、いつも笑顔で「帰りたい」という発言は聞かれませんでした。

今回の転院について本人に提案したとき、場所も含めて説明したのですが、即答で了解してくれたので、「ちゃんと解ってくれたのだろうか?」と不安に思っていました。しかし、この様子を見ていると、むしろ前の病院は兄がいる場所に近くて不安が大きく、それゆえお守りのつもりで武器や何か不気味な絵を描いていたのかな、と思うようになりました。

その後はといいますと、数ヶ月の入院を経てグループホームへ移行し、近くにある通所施設を利用することになりました。利用前に、通所施設を体験した時のことです。我々も施設のスタッフも作業ペースの速いグループへの参加を予定し準備を進めていたのですが、帰院後本人に感想を聞くと「自信がないので遅いグループで始めたい」と、初めて自分の意思を発したのです。

初めて本人の意思を聞いた時、今まで無理を重ねて周りの期待に応えようと努力し、その都度挫折を繰り返していたことに関係者一同が気づかされました。この件について、母親と後日話していた時、母親は今まで胸につかえていたものを吐き出すように、当初は遠隔地のグループホームに一人で住まわせることの不安と罪悪感が大きく、自分たちが落ち着いたら同居するか、近くで居住しようと計画していましたことを話してくれました。グループホームに移行し、通所施設を利用してから2年近くが経過しました。この間、居なくなってしまうことはありませんでした。

家族だけで他人に迷惑をかけないで子供を育てていこうとしたこと、その中で適応しようと葛藤したであろう本人と家族に、これから必要と思われる支援やサービスについて、新たな支援者も含めて話し合いを持ちました。そこではもちろん本人の犯罪歴や、徘徊のこと、兄のことなど解っている全ての情報が本人、両親の承諾の下、再度共有されました。ある一定程度方針が決まったところで、虐待の関係スタッフから全面的に地域の支援スタッフにバトンタッチすることになりました。

まだまだどうなっていくかわかりませんが、少なくとも今のところ新しい場所、仲間、スタッフの方で無事毎日を過ごし、友達もできてきているようです。

第3章

障害者福祉施設従事者等虐待

障害者福祉施設従事者等とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業所等」の業務に従事している者のことです。具体的には、下記の施設や事業が該当します。

法条の規定	事業名	具体的な内容
障害者福祉施設	<input type="checkbox"/> 障害者支援施設 <input type="checkbox"/> のぞみの園	
障害福祉サービス事業等	<input type="checkbox"/> 障害福祉サービス事業	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助
	<input type="checkbox"/> 一般相談支援事業及び特定相談支援事業 <input type="checkbox"/> 移動支援事業 <input type="checkbox"/> 地域活動支援センターを経営する事業 <input type="checkbox"/> 福祉ホームを経営する事業 <input type="checkbox"/> 障害児通所支援事業	
		児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

障害者福祉施設従事者等が、サービスを利用している障害者に対し、養護者虐待と同様に、①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放棄・放置、⑤経済的虐待に該当する行為を行うことを「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」と言います。ただし養護者虐待と異なり、③心理的虐待については「不当な差別的言動」、④放棄・放置については「他の利用者による①から③までと同様の行為の放置やその他職務上の義務を著しく怠ること」が加わります。なお、障害者虐待の発生場所における虐待防止法制について法別・年齢別に第4章の41ページにまとめてありますので、そちらも参考にしてください。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、自ら助けを求めることが難しい障害者が多く、第三者の目が入りにくいなど、障害者虐待防止法の対応スキームがうまく機能していないとの批判もあり、今後何らかの見直しが行われると推測されます。以下に、現段階（平成28年3月時点）での実態と課題について簡単に紹介します。

（1）経験と勘にのみ依存した支援の見直し

日本の障害者支援施設に入所している人の多くが、知的障害だと言われています。平成23年度末で、全国の障害者支援施設の入所者は136,653人で、そのうち約87%（推計119,300人）は知的障害児者です。知的障害については、国際連合で早くから権利宣言が出されるなど（1971年12月『精神薄弱者の権利宣言』）、どこの国においても権利侵害を防ぐことが重視されてきました。

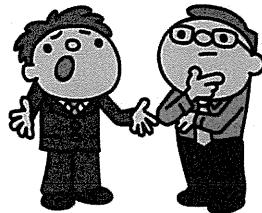
少し前の資料ですが、中村健二（1976）は『実践記録・生きる「精神薄弱」別巻 ある実践家の歩み』において、以下のような文章を残しています。

「(略) ○○先生ハ、ワカラナイコトヲ命令バカリシテ、ボクラガデキナイト、暴力ヲフルイマス」
「先生、あれは無理ですよ。子どもを人質にとられてますし、先生方の気分を害することをいって、子どもを戻されたり、またいじめられたりしたらと思うと……」

当時、「しつけ指導」と称して「叩いて分からせる」「言ってもダメだから体で覚えさせる」といった指導が決して珍しいことではなかったと推測されます。それから半世紀、明らかに少なくなったとはいえ、今でも「それが本人のため」と考えて、身体的な苦痛を与える指導を行っている障害者福祉施設従事者等が存在し、虐待事件として時々マスコミに取り上げられます。いわゆる負の遺産である、「経験と勘にのみ依存した支援」の根絶を施設全体で考えなくてはならない現実を忘れてはいけません。

(2) 通報後の障害者施設等の責任

虐待が疑われる事案が発生した場合、障害者施設従事者等は、速やかに市町村障害者虐待防止センターに通報する義務があります。同時に、障害者福祉施設等においては、少なくとも、次の図の4つの事柄を行う責任があります。



- ① 通報者の保護
- ② 虐待を受けた障害者
家族への対応
- ③ 市町村・都道府県による
事実確認への協力
- ④ 原因の分析と再発の防止

①通報者の保護：障害者虐待防止法では、通報者に対する「不利益な取扱いをしてはいけない」と明記されています（公益通報者保護法においても従業者は保護されています）。施設等の管理者や同僚は、通報を行った従事者等に対して、不利益な取扱いを行わないよう徹底する必要があります。もちろん、虐待が疑われる事案が発生したら、速やかに管理者等に報告があがり、管理者から障害者虐待防止センターに通報することが「当たり前」の職場環境であれば、このような心配はほとんどありませんし、そのような施設運営を目指すべきです。

②虐待を受けた障害者／家族への対応：通報後、虐待を行ったと疑われる職員と虐待を受けたと考えられる利用者が、日常的に接する場面が存在することを放置してはいけません。速やかに利用者が安心できる環境づくりに努める必要があります。もちろん、虐待を行ったと疑われる職員の配置換えや処分については、就業規則や各種労働関係法令の確認が必要ですし、虐待事案の大きさによっては警察の対応を求めることもあります。障害者本人だけでなく、家族（あるいは家族会）に対しても、起こった事態についての報告や謝罪を含め、誠意ある対応が求められます。

③市町村・都道府県による事実確認への協力：通報後、市町村及び都道府県から、事実確認のために施設等、虐待者、被虐待者あるいはその家族等に対して聞き取り調査が行われます。この調査に対して、施設等は最大限の協力を買う必要があります。障害者総合支援法では、立入り調査に対して、虚偽の答弁や検査の妨害を行った場合、罰則規定が設けられていることを忘れてはいけません。

④原因の分析と再発の防止：障害者虐待防止センターに通報を行った後においても、「なぜ虐待が起きたのか？」「その背景に何があったのか？」について、施設自らがしっかりと調査し、原因究明を行う責任があります。場合によっては、組織内の管理者や虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者に集まってもらい、検証委員会により調査・分析を行うことも必要になります。しっかりと原因究明を行い、防止対策を講じることが、利用者やその家族の信頼を回復し、日常の業務に対する職員のモチベーションを高める唯一の方法です。

(3) 施設単位での虐待防止に向けての取り組み

平成 26 年度、障害者福祉施設従事者等による虐待は、通報・相談件数が 1,746 件、虐待と認定された件数は 311 件でした。この件数は、同年の要介護施設従事者等の高齢者虐待件数（通報 962 件、認定 214 件）よりも多く、年々わずかですが増加傾向にあります。

表2 施設単位の虐待防止に向けての取り組み例

虐待防止のための体制整備（例）
<ul style="list-style-type: none"> □ 運営規程の定め：施設等の運営規程に虐待防止のための措置の事項を定める（法人の役員会等の審議を経る）。また、重要事項説明書やパンフレットへの記載等により多くの人に周知する □ 虐待防止委員会の設置：施設や現場単位で虐待防止の責任者を配置し、虐待防止の組織図や発生等が疑われた場合のフロー図・マニュアル等を作成。また、虐待防止委員会が行う活動やその役割も明示する □ 苦情解決や事故防止等と連動：事故（ヒヤリハット）防止や苦情受付（利用者、家族、見学者、実習生・ボランティア、近隣住民等）から虐待が発見される場合もあり、施設等で連動して管理する。規模の小さな施設等では、苦情解決や事故防止と共に体制づくりを行うことが現実的 □ 外部の目の活用：苦情解決の第三者委員、福祉サービス第三者評価、他法人の相談支援専門員、地域のオブズマン、実習生やボランティア等、施設に外部の目が積極的に入るような仕組み作りを行うと同時に、外部からの意見を積極的に聞き出す工夫を行う
管理者・従事者等に対する研修（例）
<ul style="list-style-type: none"> □ 都道府県障害者虐待防止・権利擁護研修への派遣：都道府県開催の研修に役職員の積極的な派遣と、その後施設内で伝達研修を実施する □ 施設の体制整備の周知：短時間勤務の職員も含め、全員に定期的に「虐待防止のための体制整備」の内容を周知する。また、人権や組織の倫理要項等について繰り返し確認を求める □ 事例検討と技術講習：適切な支援方針や技術に関する知識不足や経験不足が虐待を引き起こす要因となる。事例検討やテーマ別の支援技術講習会を計画的に実施する □ アンケート・レポート作成：職員のセルフチェックや権利擁護に関するアンケートを定期的に実施し、フィードバックを行う □ 地域の権利擁護関係機関と意見交換：サービス管理責任者や虐待防止委員等が、積極的に障害者虐待防止センターやその他外部の権利擁護担当者と意見交換を行い、職場にフィードバックする

障害者虐待防止法では、障害者福祉施設等に対して、虐待を防止するために様々な措置を講ずることを求めています。大きく分けると、「虐待防止のための体制整備」と「管理者・従事者等に対する研修」

の2つに分けられます。表2は、施設単位の取り組みの代表的な内容をまとめたものです。これらの取り組みを通して、利用者の権利を尊重する施設等の運営を目指していきます。

(4)身体拘束に対するルール作り

車いすやベッドからの落下防止のための拘束帯や柵、外傷の搔きむしりを保護するためのミトン、他害等により他の利用者を保護するための居室の施錠等の身体拘束や行動制限は、虐待（身体的虐待）に相当します。もちろん、事故を防止するために、複数の従事者が障害のある利用者を力づで抑え込むことも身体拘束です。確かに、やむを得ず行う必要のある身体拘束や行動制限もあります。障害者施設等においては、その際「切迫性」「非代替性」「一時性」という3つの要件を満たす場合のみ、身体拘束が認められています。ただし、この3つの要件を満たす場合であっても、身体拘束を行う判断は組織として検討されていること、拘束を行った実態が克明に記録されていることが求められます。以下に、強い自傷から頭部を保護するために保護帽を着用することとした利用者に対する、ある施設の取り組みを紹介します。

1 組織による決定と個別支援計画への記載

↓ 個別支援会議にて検討。その際、事業所内の身体拘束に関する基準等に基づいて議論。その後、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由について明記する。

2 本人・家族への十分な説明

↓ 利用者本人、及び保護者への説明。身体拘束に関する同意書への署名・捺印。

3 必要な事項の記録

↓ 保護帽着用時は、毎日6時間毎に（担当した職員が）記録を実施。また必要に応じ、その時の特記事項等を記載。

4 身体拘束廃止に向けた取り組み

↓ 定例の個別支援計画会議において記録表等を参考に、廃止に向けた支援計画の見直しや変更を検討。また施設内において、適時支援方法の調整を検討・実施。

身体拘束は、障害者の行動の自由を制限することです。他の身体的虐待は、虐待者の行為そのものに着目しますが、身体拘束は拘束されている障害者の身体の自由の有無に着目する必要があります。施設従事者等にとっては、自分の行為ではないため、拘束が継続的に行われていると、「虐待である」との問題意識が希薄になりがちです。日々の記録の徹底と個別支援会議での議論は大変重要です。

切迫性：本人や周囲の人の生命、身体、権利の危険が著しく高いため、その悪影響を優先的に防止すること

非代替性：選択した方法以外に代替する方法がない。他の代替方法を知りうる限りの手順を踏み検討した末の結論

一時性：この方法は可能な限り短い時間・期間であること

(5) 急増する新規事業所と虐待防止

障害者自立支援法が施行されてから、就労系事業所（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）や放課後等デイサービスが急激に増えていると言われています。

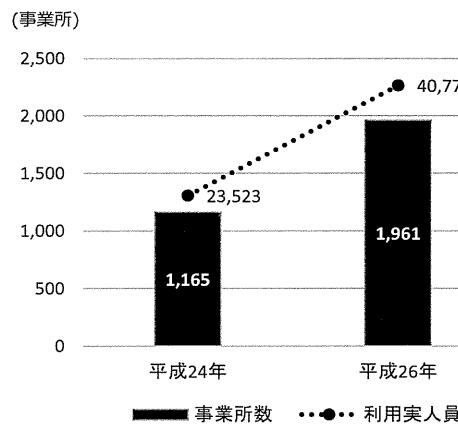


図6：就労継続支援A型事業所数と実利用人員の変化

出典：厚生労働省（2015）平成26年社会福祉施設等調査の概況より

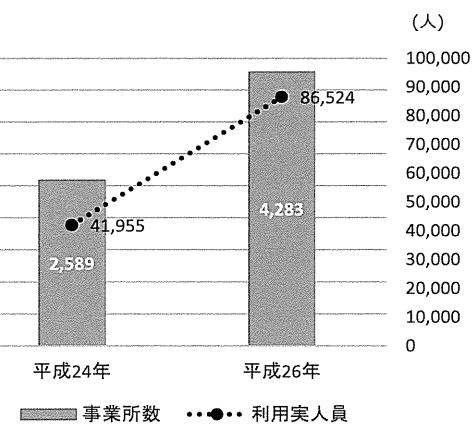


図7：放課後等デイサービス事業所数と実利用人員の変化

上の図は、最近の、就労継続支援A型事業所（図6）と放課後等デイサービス事業所（図7）の事業所数と利用実人員がどれくらい伸びたかを表したグラフです。平成24年から平成26年の2年間に、事業所数は1.6倍、実利用人員も就労継続支援A型事業所は1.7倍、放課後等児童デイサービスは2倍と急増しています。これらの事業所には、次のような特徴があると言われています。

- 障害支援区分の認定を必要としない障害児者が利用する事業である
- これまで障害福祉サービスを活用してこなかった発達障害（精神障害）が多く利用している
- 株式会社等営利組織やNPO法人・社団法人等新たに誕生した小規模法人の運営が増えている

新たに誕生した組織・事業所は、設立時の高揚感や理念に燃え、フレッシュな気持ちで事業運営が出来るメリットがあるとともに、「利用開始直後で事業所に慣れない利用者が多い」「当初のアセスメントでは想像できない支援が必要な利用者の存在」「初めて顔を合わせる新しい職員集団での支援」等のリスクも存在します。図8は、過去2年間に起きた施設従事者等の虐待件数を、事業種別にまとめたものです。ただし、単純な合計ではなく平成26年3月時点の給付件数を参考に、利用者1万人あたり

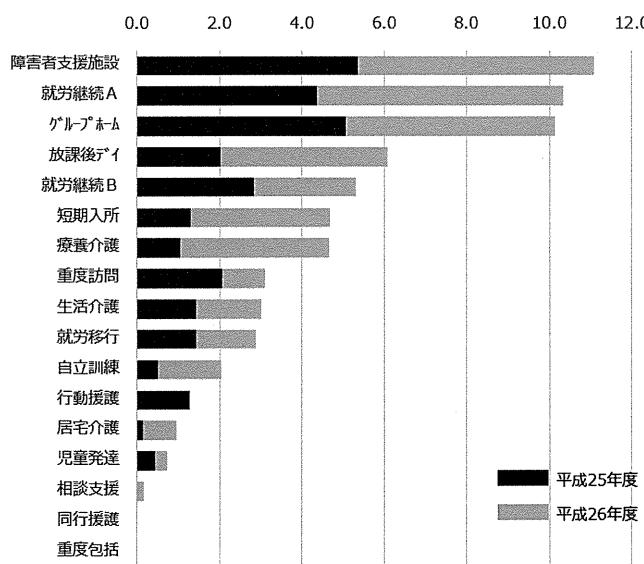


図8 事業所別の施設従事者等の虐待の発生件数（1万人上がり）

たりの虐待件数を計算したものです。この図からは、障害者支援施設やグループホームといった夜間にサービスを行う事業に次いで、就労継続支援 A 型や放課後デイサービスといった利用者数が最近急激に伸びている事業所における虐待件数が多いことがわかります。組織や事業所としての経験不足は、虐待のリスクを高める可能性もあるのです。運営組織ならびに地域の関係機関は、このリスクの存在を過小評価してはいけません。

(6) しっかりした組織のマネジメントが障害者の安全・安心を保証する

障害者虐待防止法が施行されてから、刑法上の罪に問われた障害者福祉施設従事者等の虐待事件がいくつもありました。重大な事件が発生し、その後設置された第三者検証委員会における調査結果により、虐待とその背景、その後の施設・運営法人の対応、地方自治体や第三者検証委員会における検証経過、施設・運営法人の今後等についての報告書が公表されている事例もあります。このような資料からは、事件が施設や運営法人にいかに大きなダメージを与え、役職員の事業に対する自信回復ならびに関係者に対する信頼回復がいかに大変であるかを知ることができます。他にも、一部の特異な従事者が起こした事件であったにしても、運営法人のすべての役員（理事、評議員等）の解任や施設の管理者等の懲戒処分を実施した事例も存在します。

障害者虐待防止法は、障害者福祉施設等が、施設の従事者等の虐待を防止することを強く求めているものです。そのために施設や事業所、その運営法人は、非常に大きな責任を負っているのです。日頃から、将来虐待に繋がる恐れのある芽を早期に摘み取る努力を怠ってはいけません。そして、施設等や運営法人が、障害者の権利の尊重に向け、組織的に運営・マネジメントを行うことが、結果的にその施設等を利用している障害者の安全や安心を保証することになるのです。

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待においては、障害者福祉施設や障害福祉サービス事業所等の運営ならびに役割が非常に重要です。また、事業所の規模や種別、運営法人の特徴など、虐待防止への取り組みは異なってきます。以下に、3つの事例を紹介し（「障害者支援施設職員による身体的虐待（身体拘束）」「障害者支援施設職員による身体的虐待」「就労継続支援 A 型事業所職員による経済的虐待」）、重要なポイントを整理してみたいと思います。